

こども医療費助成制度

小学1年生から受給者証がオレンジ色に変わります。

○支給方法：現物給付（ピンク色のカード） ○支給方法：自動償還（オレンジ色のカード）

対象年齢：0歳～小学校入学前（未就学児） 対象年齢：小学校入学～高校卒業

現物給付とは

医療機関窓口にて現物給付の受給者証を提示することで、医療機関での医療費（保険診療分に限る）を支払うことなく医療サービスを受けることができます。

自動償還とは

医療機関窓口にて自動償還の受給者証を提示することで、医療機関で一度支払った医療費（保険診療分に限る）が指定された口座へ自動的に振り込まれます。

保護者の皆さんへ

オレンジ色の受給者証を役場窓口にて交付します。
ピンク色の受給者証をもってお越しください。
※ピンク色の受給者証使用期限は3月31日です。

受付場所 福祉課 母子保健係窓口
受付時間 8:30～17:15

お問い合わせ：福祉課 ☎ 966-1207

行政相談委員・人権擁護委員に委嘱されました！！

●行政相談委員

恩納村の行政相談員を6年務めてこられた名城淳一氏の後任として、比嘉直志氏が、令和3年4月1日付けで行政相談委員として委嘱されました。



行政相談委員とは？

行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱され、国・県・役場等の仕事について困ったことなどを公正で中立な立場に立って話を聞いてくれることです。



●人権擁護委員

恩納村の人権擁護委員として貢献された當山君子氏と小谷久美氏の後任として、令和3年1月1日付けで金城尚子氏と松崎直子氏が人権擁護委員として委嘱されました。

人権擁護委員とは？

人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくこととして、公正で中立な立場に立って話を聞いてくれることです。